

# 第2回

# ココがこうなる！

# 令和3年度介護報酬改定

# 【訪問介護編】

## 基本報酬と加算、運営基準改定のポイント

(令和3年1月18日介護給付費分科会より)

講師：高頭 晃紀

(日本ケアコミュニケーションズ チーフコンサルタント)

# ココがポイント

---

- ◆ 今回の改定では、経営上インパクトを与えるような改定はない！  
（一応プラス）
- ◆ 運営基準上では、行うべきことが増えている  
（事業継続計画の策定、虐待防止の取り組みなど）
- ◆ 従って、各事業所固有の運営上・経営上の課題は、引き続き残っていく

# 全サービス共通（項番は「令和3年度介護報酬改定における改定事項について」より）

- ① 1(1)①感染症対策の強化★
- ② 1(1)②業務継続に向けた取組の強化★
- ③ 3(2)①CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進★
- ④ 4(1)⑥人員配置基準における両立支援への配慮★
- ⑤ 4(1)⑦ハラスメント対策の強化★
- ⑥ 4(2)④会議や多職種連携におけるICTの活用★
- ⑦ 4(3)①利用者への説明・同意等に係る見直し★
- ⑧ 4(3)②員数の記載や変更届出の明確化★
- ⑨ 4(3)③記録の保存等に係る見直し★
- ⑩ 4(3)④運営規程等の掲示に係る見直し★
- ⑪ 6②高齢者虐待防止の推進★
- ⑫ 6④地域区分★

# 改定事項

(項番は「令和3年度介護報酬改定における改定事項について」より)

- 訪問介護基本報酬
- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価
- ① **2(1)①認知症専門ケア加算等の見直し**
- ② 2(1)②認知症に係る取組の情報公表の推進
- ③ **2(2)⑦訪問介護における看取り期の対応の評価**
- ④ 2(4)①訪問介護における通院等乗降介助の見直し
- ⑤ 2(7)⑤特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保
- ⑥ 3(1)⑧生活機能向上連携加算の見直し
- ⑦ 4(1)①処遇改善加算の職場環境等要件の見直し
- ⑧ 4(1)②介護職員等特定処遇改善加算の見直し
- ⑨ **4(1)④特定事業所加算の見直し**
- ⑩ 5(1)⑩介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)の廃止
- ⑪ 5(1)⑫サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保

# 基本報酬

## 訪問介護 基本報酬

単位数	※以下の単位数はすべて1回あたり		
	< 現行 >	< 改定後 >	
身体介護中心型	20分未満	166単位	167単位
	20分以上30分未満	249単位	250単位
	30分以上1時間未満	395単位	396単位
	1時間以上1時間30分未満	577単位	579単位
	以降30分を増すごとに算定	83単位	84単位
	生活援助加算※	66単位	67単位
生活援助中心型	20分以上45分未満	182単位	183単位
	45分以上	224単位	225単位
通院等乗降介助	98単位	99単位	

※ 引き続き生活援助を行った場合の加算（20分から起算して25分ごとに加算、70分以上を限度）

- それぞれ、1～2単位ほどのプラス改定
- 経営にインパクトを与えるほどではない

# 認知症専門ケア加算（新設）

## へ 認知症専門ケア加算（新設）

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3単位
- (2) 認知症専門ケア加算（Ⅱ） 4単位

# 看取り期には、訪問時間の合算は行わない

## 2.(2)⑦ 訪問介護における看取り期の対応の評価

看取り期には、2時間未満の間隔でも、訪問時間の合算は行わない！

**概要** 【訪問介護】

○ 看取り期における対応の充実と適切な評価を図る観点から、看取り期には頻回の訪問介護が必要とされるとともに、柔軟な対応が求められることを踏まえ、看取り期の利用者に訪問介護を提供する場合に、訪問介護に係る2時間ルールを弾力化し、2時間未満の間隔で訪問介護が行われた場合に、所要時間を合算せずにそれぞれの所定単位数の算定を可能とする。【通知改正】

**単位数**

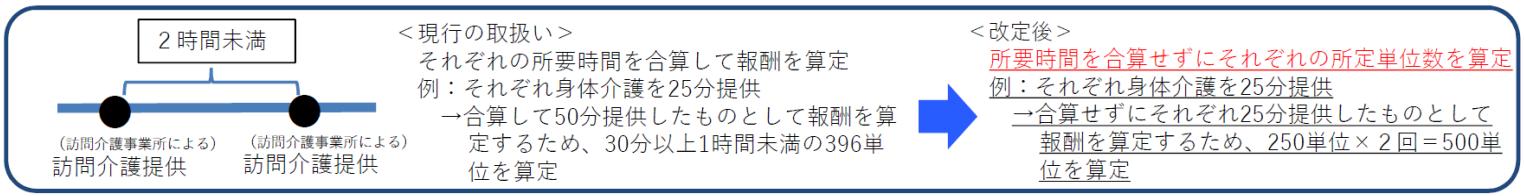
○ 所要時間を合算せずにそれぞれの所定単位数の算定を可能とする。

< 単位数 >

身体介護中心型	20分未満	167単位	※単位数はすべて1回あたり。 ※今回改定後の単位数
	20分以上30分未満	250単位	
	30分以上1時間未満	396単位	
	1時間以上1時間30分未満	579単位	
	+以降30分を増すごとに	84単位	
生活援助中心型	20分以上45分未満	183単位	
	45分以上	225単位	

**算定要件等** ※追加する利用者は下線部

○ 訪問介護は在宅の要介護者の生活パターンに合わせて提供されるべきであることから、単に1回の長時間の訪問介護を複数回に区分して行うことは適切ではない。したがって、前回提供した指定訪問介護からおおむね2時間未満の間隔で指定訪問介護が行われた場合には、それぞれの所要時間を合算するものとする（緊急時訪問介護加算を算定する場合又は医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者に訪問介護を提供する場合を除く。）。



※1 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合を除く。  
※2 頻回の訪問として、提供する20分未満の身体介護中心型の単位数を算定する際の例外あり。

# 特定事業所加算（V）の新設

(5) 特定事業所加算（V）所定単位数の100分の3に相当する単位数

《要件》

指定訪問介護事業所の訪問介護員等の総数のうち、勤続年数七年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。



# まとめ

---

- ◆ 今回の改定では、経営上インパクトを与えるような改定はない！  
（一応プラス）
- ◆ 運営基準上では、行うべきことが増えている  
（事業継続計画の策定、虐待防止の取り組みなど）
- ◆ 従って、各事業所固有の運営上・経営上の課題は、引き続き残っていく

ご視聴ありがとうございました！

